

五所川原市家庭ごみ分別表

保存版

令和3年度～

ごみを出す日は別に配布している各地域の「家庭ごみ収集カレンダー」のとおり出してください。

この分別表は毎年発行しませんので大切に保管してください。

燃やせるごみ

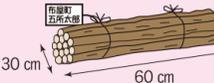
- 生ごみはしっかり水気を切ってください。
- 水気を切ったり工作などに使用した新聞紙やダンボールは燃やせるごみとして処分しますが、紙リサイクルの品目は紙リサイクルに出してください。
- 金属、プラスチックなどの不燃部分は取り除いてください。

燃やせるごみ袋を使用



木・枝は下記により指定袋に入れずに出すこともできます。

長さ60cm以内、厚さ(直径)30cm以内にひもで縛り、荷札を付けて出してください。ただし、1枚(1本)の厚さ(直径)は10cm以内に限りです。



燃やせないごみ

- 割れたガラス、せとものなどは、新聞紙に包み、「われもの」や「危険」と明記してください。
- 水銀電池やボタン電池、携帯電話などの充電式の電池は販売店や電気店の回収ボックスに出してください。

燃やせないごみ袋を使用

下記のプラスチック製品



プラスチック類リサイクル

- トレイ等で隠さず、内容物の分かる状態で出してください。
- 品目ごとに袋を分ける必要はありません。
- 危険物(刃物・ライターなど)や医療廃棄物はいれなくてください。
- 水洗いして、水気を切ってから袋に入れてください。
- 食品の容器やボトル類は中身を使い切り、水洗いをしたのちキャップ・フタを外して出してください。
- マヨネーズ・歯磨き粉等のチューブ状容器は、水洗いをしたのち、出してください。
- 水洗いしても汚れが落ちず、袋内に汚れが及ぶものは、燃やせないごみに出してください。

リサイクル袋を使用



紙・金属・小型電子機器等リサイクル

- 品目ごとに散乱しないようにひもで縛って出してください。レジ袋に入れなくてください。
- 出した人が分かるように町名・氏名を明記する荷札を付けるなどして出してください。
- 古紙は雨に多少濡れてもリサイクルできます。雨天でも収集します。

新聞・チラシ

- ・新聞とチラシは一緒に大丈夫です。
- ・新聞回収用の袋の使用も認めます。



ダンボール

- ・開いたうえ1m四方以内の大きさ程度にたたんで出してください。
- ・ガムテープや送り伝票は、ついたままでも大丈夫です。



雑誌・本・雑紙



- ・雑誌のサンプルやCDなどの付録、パンフレットなどの配送に使われたビニール袋は取り除いてください。ただし、雑誌をとじているピンは、そのまま結構です。
- ・ティッシュの箱や菓子の紙箱、パンフレット、厚紙、紙袋、包装紙などの紙製品も「雑誌・本・雑紙」と一緒に縛って出すことができます。
- ・小さな雑紙は紙袋に入れて出すこともできます。
- ・シュレッダーダスト、感熱紙、カーボン紙は、燃やせるごみに出してください。

紙パック



- ・内側が銀色のものは燃やせるごみに出してください。
- ・洗って開き、乾燥したあと出してください。

金属・小型電子機器等

リサイクル袋を使用

- ・包丁など刃物類はビニール・新聞紙などで二重に包み、「刃物」と明記して出してください。



※ストーブ・ファンヒーター・ガスコンロは不燃系粗大ごみの分別で排出してください。

資源リサイクル

- 【ここでいう資源リサイクルの対象品目は、ペットボトル、びん、缶です。】
- 品目ごとにそれぞれの袋に分別して出してください。
 - 汚れたのびんは軽くすすぎ、水気を切って出してください。
 - ペットボトルはフタを必ず外してください。(フタはプラスチック類リサイクル)
 - ペットボトルはラベルも外してください。(ラベルはプラスチック類リサイクル)
 - びんの金属製のフタは資源リサイクルの缶として出してください。
 - 缶・ペットボトルは潰さないでください。びんは割れたものでも出せます。
 - 缶はフタを付けたまま出しても構いません。
 - スプレー缶は必ず穴をあけて出してください。

リサイクル袋を使用



《古紙・びん・ペットボトル・缶搬入場所》

大量に古紙を処分したり、地域の回収日以外に処分する場合は、直接下記の場所に搬入してください。搬入できる日時は祝祭日・年末年始休みを除く月～金曜日の8:30～15:30です。

- ・本庁舎公用車庫
- ・金木総合支所
- ・市浦一般廃棄物最終処分場ストックヤード

※上記拠点に搬入する場合は町名・氏名の明記は不要です。

不燃系粗大ごみ

不燃系粗大ごみの無料回収は、年1回6月から7月にかけて各地域の回収を行う予定です。申し込み及び回収日などの詳細については市の広報紙を通じてお知らせするほか、申し込み書を各町内会に回覧します。粗大ごみ回収時以外に処分する場合は、各自で処理施設に搬入してください。

ただし、別記「収集しないごみ」については、粗大ごみでも処分場でも処分できませんので、販売店若しくは廃棄物収集・処理業者へ依頼してください。

禁止事項

- ごみの野焼きや簡易焼却炉を使用した焼却は、法律で認められている場合を除き禁止されています。法律に違反し焼却した灰について市では処分しませんので、ごみは焼却せざるをきちんと分別し、収集日に出すなど適正に処理してください。

「廃棄物処理法」により、廃棄物の「不法投棄」と「野焼き(ドラム缶など基準を満たさない焼却炉による廃棄物の焼却を含む)」は禁止されています。[5年以下の懲役又は1,000万円(法人は3億円)以下の罰金に処されるなど厳しい罰則が設けられています。]

処理施設へ直接搬入することもできます

燃やせるごみ

西部クリーンセンター
つがる市稲垣町繁田白旗11-1 TEL 0173-46-2141
月～土曜日 8:30～16:30 料金 10kgあたり 50円

燃やせないごみ

下記3施設への搬入の際は、環境対策課まで事前に電話申し込みしてください。
料金 100kgごとに 200円

野里一般廃棄物最終処分場
五所川原市大字野里字山ノ越25-112
TEL 0173-29-3377
月・水・土曜日 9:00～15:30

金木第2一般廃棄物最終処分場
五所川原市金木町喜良市小田川山1-3
TEL 0173-52-2028
金・土曜日 9:00～15:30

市浦一般廃棄物最終処分場
五所川原市相内岩井81-401
TEL 0173-62-3284
火・木曜日 9:00～15:30

プラスチック類リサイクル
五所川原市プラスチック類処理施設
五所川原市大字金山字竹崎184-1
TEL 0173-38-3511
月～土曜日 9:00～15:30
料金 10kgごと 20円



収集しないごみ

- ◎適正処理が困難な廃棄物や危険物、産業廃棄物など
- 消火器 ソファー ガスボンベ 廃オイル・廃塗料 タイヤ バイク 建築廃材
 - その他 危険物・有害物及びその容器、ドラム缶 医療廃棄物、スプリングマットレス など
- 廃棄する場合は、販売店、廃棄物収集・処理業者へ農機具・農業廃材 依頼してください。

- ◎事業に伴って排出されるごみ
- 会社・商店など事業に伴って排出されるごみは、市で収集しません。自ら適正処理するか、廃棄物収集・処理業者と契約するなど事業者の責任で処理してください。

- ◎家電リサイクル
- 家電リサイクル法対象品目を廃棄する場合は、その製品を購入した販売店か、新しい製品を買った販売店に引きとってもらってください。なお、引き取りの際は、所定の『リサイクル料金』と『収集運搬料金』が伴います。

- ◎パソコンリサイクル
- パソコンを廃棄する場合、各メーカーのホームページ又は相談窓口にお問い合わせください。

- 対象品目
デスクトップパソコン(本体) ノートブックパソコン パソコン用ディスプレイ (CRTタイプ及びLCDタイプ)
- 対象品目
エアコン テレビ 冷蔵庫・冷凍庫 洗濯機 乾燥機

- ◎水銀使用製品
- 水銀入りの体温計、温度計、血圧計については環境対策課に連絡した後、市役所までご持参ください。

お問い合わせ

五所川原市役所 民生部 環境対策課

TEL 35-2111

http://www.city.goshogawara.lg.jp